徳島県告示第五百二十八号

たと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。届出を審査した結果、次の加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があっ漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による

令和七年十月十八日

徳島県知事 後藤田 正

純

型 型 型 型 型 和 入 区 名